

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

令和 5 年

第 4 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第112号	大分市荷揚複合公共施設条例の制定について
議第113号	大分市支所設置条例の一部改正について
議第114号	大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議第115号	大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について
議第116号	大分市職員の給与に関する条例及び大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議第117号	大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
議第118号	大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
議第119号	大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
議第120号	大分市営駐車場条例の一部改正について
議第121号	大分市職員定数条例の一部改正について
議第122号	特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について
議第123号	大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第124号	大分市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
議第125号	大分市国民健康保険税条例の一部改正について
議第126号	大分市漁港管理条例及び大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について
議第127号	大分市空家等対策協議会条例及び大分市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
議第128号	大分市生き生きプラザ潮騒条例の廃止について

議案番号	題名
議第129号	公の施設に係る指定管理者の指定について
議第130号	公の施設に係る指定管理者の指定について
議第131号	公の施設に係る指定管理者の指定について
議第132号	公の施設に係る指定管理者の指定について
議第133号	事務の受託の協議について
議第134号	事務の受託の協議について
議第135号	事務の受託の協議について
議第136号	事務の受託の協議について
議第137号	事務の受託の協議について
議第138号	事務の受託の協議について
議第139号	事務の受託の協議について
議第140号	事務の受託の協議について
議第141号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について
議第142号	市道路線の認定及び廃止について
議第143号	損害賠償の額の決定並びに示談について
議第144号	損害賠償の額の決定並びに示談について
議第145号	損害賠償の額の決定並びに示談について
報第11号	専決処分した事件の承認について (工事請負契約の変更について)

議第 1 1 2 号

大分市荷揚複合公共施設条例の制定について
大分市荷揚複合公共施設条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市荷揚複合公共施設条例

(設置)

第 1 条 多世代が交流し、快適に過ごすことができる憩いの場及び地域の人々のふれあいや交流を育むコミュニティ拠点を形成するとともに、防災拠点を
含む行政機能の集積により、迅速かつ継続的な災害対応及び行政運営の効率
化を図るため、大分市荷揚複合公共施設を大分市荷揚町 3 番 4 5 号に設置す
る。

(施設等)

第 2 条 大分市荷揚複合公共施設に存する施設等は、次のとおりとする。

- (1) コモンスペース
- (2) 実技室
- (3) 大分市府内こどもルーム
- (4) 大分市大分中央公民館
- (5) 多目的大会議室
- (6) 荷揚複合公共施設前広場
- (7) 会議室その他規則で定める施設等

2 大分市府内こどもルーム及び大分市大分中央公民館の設置及び管理に関し
必要な事項は、別に定める。

(コモンスペース及び実技室の目的)

第3条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる施設（以下「施設」という。）は、市民の芸術文化活動の振興を図り、市民文化の向上に寄与するとともに、中心市街地の賑わいの創出に資することを目的とする。

（使用の許可）

第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可を与える場合において管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（営利目的の使用）

第5条 営利を目的として施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 施設のうち営利を目的として使用することができない施設は、市長が別に定める。

（使用料）

第6条 施設の使用料は、別表第1のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織を用いて使用許可を受けた場合の当該使用料は、規則で定める日に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。

（行政財産の使用料）

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、第2条第1項第5号及び第6号に掲げる施設（以下「行政財産」という。）の使用許可を受けた者（以下「行政財産使用者」という。）から徴

収する使用料（以下「行政財産使用料」という。）は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の行政財産使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定による行政財産使用料の納付の時期を変更することができる。
- 4 設備器具等の使用料は、規則で定めるところにより納付しなければならない。

（使用料等の減免）

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び行政財産使用料（以下「使用料等」という。）を減免することができる。

（使用料等の不還付）

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第10条 使用者及び行政財産使用者（以下「使用者等」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等の許可）

第11条 使用者等は、その使用に際して特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（使用の不許可）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設及び行政財産（以下「施設等」という。）の使用を許可しない。

- (1) 使用の目的が大分市荷揚複合公共施設の設置の趣旨及び施設の目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められると

き。

(3) 建物、設備、器具、美術品、展示品等（以下「建物等」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。

(5) 管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第13条 市長は、使用者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止させることができる。この場合において、使用者等が損害を受けても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（原状回復）

第14条 使用者等は、施設等の使用を終え、又はその使用の停止を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復し、点検を受けなければならない。

（利用の制限）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、大分市荷揚複合公共施設の利用を拒み、又は退去を命ずることができる。

(1) 建物等を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがある者

(2) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがある者

(3) 大分市荷揚複合公共施設内において市長の許可なくして営業行為をし、又は貼り紙をし、若しくは広告を行う者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

（損害賠償）

第16条 使用者等又は利用者は、建物等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、市長が認定する額を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項、附則第7項及び附則第9項の規定は公布の日から、附則第5項の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による許可及び行政財産の使用許可並びにこれらに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

(コンパルホール条例の一部改正)

- 3 コンパルホール条例（昭和60年大分市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「、大分市大分中央公民館」を削る。

(大分市こどもルーム条例の一部改正)

- 4 大分市こどもルーム条例（平成14年大分市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大分市府内こどもルームの項中

「

大分市中島西二丁目1番52号

」を

「

大分市荷揚町 3 番 4 5 号

」に改める。

(消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部改正)

- 5 消防本部及び消防署の設置に関する条例 (昭和 5 2 年大分市条例第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「大分市舞鶴町一丁目 1 番 1 号」を「大分市荷揚町 3 番 4 5 号」に改める。

(大分市公民館条例の一部改正)

- 6 大分市公民館条例 (昭和 3 9 年大分市条例第 4 2 号) の一部を次のように改正する。

別表大分市大分中央公民館の項中

「

大分市府内町一丁目 5 番 3 8 号

」を

「

大分市荷揚町 3 番 4 5 号

」に改める。

(大分市公民館条例の一部改正に伴う準備行為)

- 7 次項の規定による改正後の大分市公民館使用料徴収条例 (昭和 4 0 年大分市条例第 2 9 号。以下「新公民館使用料徴収条例」という。) 別表第 2 に掲げる大分市大分中央公民館市民体育館の使用許可及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(大分市公民館使用料徴収条例の一部改正)

- 8 大分市公民館使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(大分市大分中央公民館を除く。)」を削る。

別表第2中「大分市大分東部公民館市民体育館」を「大分市大分中央公民館市民体育館並びに大分市大分東部公民館市民体育館」に改める。

(大分市公民館使用料徴収条例の一部改正に伴う準備行為)

- 9 新公民館使用料徴収条例の規定による大分市大分中央公民館に係る使用料の徴収及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、新公民館使用料徴収条例別表第1及び別表第2の規定の例により行うことができる。

別表第1（第6条関係）

施設			使用料	摘要
コモンスペース	1階	全室	1日につき12,960円 1時間につき1,620円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
		半室	1日につき6,480円 1時間につき810円	
	2階		1日につき10,160円 1時間につき1,270円	
実技室			1時間につき490円	

別表第2（第7条関係）

行政財産	使用区分	行政財産使用料
多目的大会議室	非営利目的使用	1時間につき2,910円
荷揚複合公共施設前広場	非営利目的使用	1時間につき1,960円
	営利目的使用	1時間につき3,530円

備考

- 1 使用区分のうち、営利目的使用とは許可に係る行為において収入を伴うものをいい、非営利目的使用とは営利目的使用以外の行為をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
- 3 荷揚複合公共施設前広場の使用許可は、3時間以上連続して使用する場
合に限り、行うものとする。

提案理由

大分市荷揚複合公共施設の設置及び管理について条例を制定いたしたく本案を提出する。

議第 1 1 3 号

大分市支所設置条例の一部改正について

大分市支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市支所設置条例の一部を改正する条例

大分市支所設置条例（昭和 3 8 年大分市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表鶴崎支所の項中「法勝台三丁目」の次に「、新明治一丁目、新明治二丁目、新明治三丁目、新明治四丁目、新明治五丁目、新明治六丁目」を加え、同表植田支所の項中「、市」の次に「、萌葱台一丁目、萌葱台二丁目」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 6 日から施行する。

提案理由

字の区域及びその名称の変更に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第114号

大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部改正について

大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和40年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国の給与改定に準じ、大分市議会議員の期末手当を改定いたしたく本案を提出する。

議第 1 1 5 号

大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について

大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大分市常勤特別職の給与に関する条例（昭和 3 8 年大分市条例第 8 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」に、「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大分市常勤特別職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の大分市常勤特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国の給与改定に準じ、大分市常勤特別職の期末手当を改定いたしたく本案を提出する。

議第116号

大分市職員の給与に関する条例及び大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
大分市職員の給与に関する条例及び大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市職員の給与に関する条例及び大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(大分市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大分市職員の給与に関する条例(昭和39年大分市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第1号中「308,600円」を「309,200円」に改める。

第22条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附則第20項中「第6号。附則第46項」を「第6号。附則第30項、第46項」に改める。

附則第30項中「大分市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年大分市条例第6号)」を「平成25年改正条例」に改める。

附則第38項第3号中「前項」を「附則第36項」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

単位 円

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 付職 員以 外の 職員	1	162,600	196,700	241,600	272,400	296,300	324,100	366,600	411,500	447,900
	2	163,700	198,300	243,100	274,000	298,300	326,300	369,200	413,900	449,300
	3	164,900	199,900	244,500	275,600	300,300	328,500	371,600	416,400	450,700
	4	166,000	201,500	245,900	277,200	302,300	330,500	374,000	418,900	452,100
	5	167,100	203,000	247,100	278,700	304,200	332,500	376,000	420,800	453,500
	6	168,200	204,400	248,700	280,400	306,000	334,500	378,500	422,900	455,500
	7	169,300	205,800	250,200	282,200	307,600	336,400	380,800	425,000	457,500
	8	170,400	207,200	251,700	284,000	309,200	338,300	383,300	427,200	459,500
	9	171,400	208,600	252,800	285,900	310,900	340,200	385,800	429,100	461,300
	10	172,800	210,300	254,200	287,800	313,100	342,200	388,400	431,200	464,400
	11	174,100	212,000	255,700	289,600	315,300	344,200	391,000	433,300	467,400
	12	175,400	213,500	257,000	291,400	317,300	346,200	393,600	435,200	470,400
	13	175,800	215,000	258,300	293,300	319,500	348,000	396,000	436,900	473,400
	14	176,900	216,800	259,500	294,900	321,500	350,000	398,300	438,700	476,400
	15	178,000	218,600	260,700	296,300	323,400	352,000	400,500	440,600	479,400
	16	179,200	220,300	261,900	297,700	325,300	353,900	402,800	442,500	482,500
	17	180,300	221,800	263,100	299,300	327,300	355,700	404,500	444,300	485,300
	18	181,500	223,300	264,400	301,300	329,300	357,700	406,400	446,100	488,400
	19	182,700	224,800	265,700	303,300	331,200	359,500	408,300	447,900	491,400
	20	183,900	226,300	267,000	305,100	333,100	361,400	410,100	449,600	494,500
	21	185,000	227,500	268,400	306,800	334,800	363,300	411,800	451,500	497,200
	22	186,400	228,900	269,900	308,700	336,800	365,200	413,600	453,000	499,500
	23	187,800	230,300	271,500	310,600	338,800	367,100	415,400	454,400	501,800
	24	189,200	231,700	273,000	312,400	340,700	369,000	417,200	455,900	504,100
	25	190,500	233,100	274,600	314,100	342,200	371,000	418,900	457,300	506,100
	26	192,100	234,700	276,300	316,200	344,100	372,900	420,400	458,600	507,500
	27	193,700	236,200	277,900	318,200	346,000	374,800	421,900	459,900	509,000
	28	195,300	237,600	279,500	320,100	347,900	376,700	423,400	461,100	510,400
	29	196,700	238,800	281,200	321,800	349,600	378,200	424,900	462,100	511,600
	30	198,300	240,400	282,700	323,800	351,500	380,000	426,200	462,800	513,000
	31	199,900	241,900	284,300	325,800	353,400	381,800	427,500	463,600	514,500
	32	201,500	243,300	285,800	327,800	355,200	383,400	428,700	464,300	516,000
	33	203,000	244,300	286,900	329,000	357,000	385,200	429,900	465,000	517,100
	34	204,400	245,800	288,500	331,000	358,800	386,600	431,200	465,800	518,300
	35	205,800	247,100	290,000	332,900	360,500	388,000	432,500	466,500	519,500
	36	207,200	248,300	291,500	334,900	362,200	389,400	433,700	467,100	520,700
	37	208,600	249,400	292,900	336,800	363,600	390,800	434,900	467,600	521,700

38	209,900	250,400	294,500	338,700	364,900	392,000	435,700	468,200	522,600
39	211,200	251,400	296,100	340,600	366,200	393,200	436,500	468,800	523,500
40	212,500	252,300	297,700	342,500	367,600	394,200	437,300	469,400	524,400
41	213,800	253,200	299,200	344,300	368,700	395,300	437,900	469,900	525,200
42	215,000	254,100	300,800	346,200	369,600	396,500	438,600	470,400	526,100
43	216,200	254,900	302,300	348,000	370,600	397,600	439,300	470,800	526,800
44	217,400	255,700	303,800	349,800	371,700	398,700	440,000	471,100	527,300
45	218,500	256,400	305,400	351,300	372,600	399,400	440,800	471,400	528,000
46	219,600	257,500	307,000	352,800	373,500	400,100	441,600		528,600
47	220,600	258,700	308,600	354,200	374,400	400,800	442,000		529,400
48	221,600	259,800	310,100	355,700	375,200	401,500	442,700		530,000
49	222,500	261,000	311,100	357,200	376,000	402,100	443,200		530,500
50	223,400	262,200	312,600	358,000	376,800	402,700	443,600		
51	224,300	263,300	314,100	359,000	377,600	403,200	444,000		
52	225,200	264,400	315,700	360,000	378,300	403,600	444,400		
53	226,100	265,500	317,300	361,000	379,000	404,000	444,800		
54	227,000	266,600	319,000	362,100	379,700	404,300	445,200		
55	227,900	267,700	320,500	363,000	380,400	404,600	445,600		
56	228,800	268,700	322,000	364,100	381,100	404,900	445,900		
57	229,600	269,700	323,400	365,000	381,700	405,200	446,200		
58	230,500	270,700	324,600	365,700	382,300	405,500	446,600		
59	231,400	271,700	325,700	366,400	382,900	405,800	446,900		
60	232,200	272,600	326,800	367,000	383,600	406,100	447,200		
61	232,500	273,500	327,500	367,400	384,100	406,400	447,500		
62	233,300	274,400	328,400	368,000	384,800	406,700			
63	234,000	275,300	329,200	368,700	385,500	407,000			
64	234,600	276,200	330,000	369,400	386,100	407,300			
65	235,200	277,100	330,800	369,800	386,300	407,600			
66	235,900	278,000	331,200	370,500	386,900	407,900			
67	236,500	278,900	331,800	371,200	387,500	408,200			
68	237,000	279,800	332,500	371,800	388,100	408,500			
69	237,500	280,800	333,300	372,200	388,400	408,700			
70	238,000	281,800	334,000	372,800	388,900	409,000			
71	238,500	282,700	334,700	373,500	389,400	409,300			
72	239,100	283,600	335,300	374,100	390,000	409,500			
73	239,600	284,100	335,800	374,400	390,200	409,600			
74	240,100	284,900	336,400	375,000	390,600	409,900			
75	240,600	285,600	336,900	375,700	391,000	410,200			
76	241,100	286,500	337,500	376,300	391,400	410,400			
77	241,600	287,500	337,700	376,600	391,600	410,500			
78	242,100	288,300	338,200	377,100	391,900	410,800			

79	242,500	289,100	338,600	377,700	392,200	411,100			
80	243,000	289,900	339,000	378,200	392,400	411,300			
81	243,500	290,600	339,300	378,500	392,500	411,500			
82	244,000	291,100	339,800	379,100	392,800	411,800			
83	244,500	291,500	340,300	379,600	393,100	412,100			
84	245,000	291,900	340,800	379,900	393,300	412,300			
85	245,400	292,100	341,100	380,200	393,400	412,500			
86	245,900	292,400	341,500	380,700	393,700				
87	246,300	292,600	342,000	381,100	394,000				
88	246,700	292,900	342,400	381,500	394,200				
89	247,100	293,100	342,700	381,800	394,300				
90	247,500	293,300	343,100	382,300	394,600				
91	247,900	293,600	343,600	382,700	394,900				
92	248,300	293,800	344,000	383,100	395,100				
93	248,700	294,100	344,200	383,300	395,200				
94	249,200	294,400	344,600	383,800	395,500				
95	249,500	294,700	345,100	384,200	395,800				
96	249,800	295,000	345,500	384,600	396,000				
97	250,100	295,300	345,700	384,900	396,200				
98		295,700	346,100	385,400					
99		296,000	346,500	385,800					
100		296,400	346,800	386,200					
101		296,600	347,100	386,400					
102		296,800	347,500						
103		297,100	347,900						
104		297,500	348,300						
105		297,700	348,800						
106		298,000	349,200						
107		298,400	349,600						
108		298,800	350,000						
109		299,000	350,500						
110		299,300	350,900						
111		299,700	351,300						
112		300,000	351,600						
113		300,200	352,100						
114		300,500							
115		300,900							
116		301,200							
117		301,400							
118		301,800							
119		302,200							

	120		302,500							
	121		302,700							
	122		302,900							
	123		303,200							
	124		303,600							
	125		303,800							
	126		304,000							
	127		304,300							
	128		304,600							
	129		305,000							
	130		305,200							
	131		305,500							
	132		305,800							
	133		306,100							
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員		189,300	216,800	257,000	276,400	291,600	317,100	359,100	392,400	443,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

公安職給料表

単位 円

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 付職 員以 外の 職員	1	185,000	196,700	241,600	272,400	296,300	324,100	366,600
	2	186,200	198,300	243,100	274,000	298,300	326,300	369,200	413,900	449,300
	3	187,400	199,900	244,500	275,600	300,300	328,500	371,600	416,400	450,700
	4	188,800	201,500	245,900	277,200	302,300	330,500	374,000	418,900	452,100
	5	189,900	203,000	247,100	278,700	304,200	332,500	376,000	420,800	453,500
	6	191,200	204,400	248,700	280,400	306,000	334,500	378,500	422,900	455,500
	7	192,500	205,800	250,200	282,200	307,600	336,400	380,800	425,000	457,500
	8	193,800	207,200	251,700	284,000	309,200	338,300	383,300	427,200	459,500
	9	195,000	208,600	252,800	285,900	310,900	340,200	385,800	429,100	461,300
	10	196,300	210,300	254,200	287,800	313,100	342,200	388,400	431,200	464,400
	11	197,600	212,000	255,700	289,600	315,300	344,200	391,000	433,300	467,400
	12	198,900	213,500	257,000	291,400	317,300	346,200	393,600	435,200	470,400
	13	200,000	215,000	258,300	293,300	319,500	348,000	396,000	436,900	473,400
	14	201,200	216,800	259,500	294,900	321,500	350,000	398,300	438,700	476,400
	15	202,400	218,600	260,700	296,300	323,400	352,000	400,500	440,600	479,400
	16	203,600	220,300	261,900	297,700	325,300	353,900	402,800	442,500	482,500
	17	204,800	221,800	263,100	299,300	327,300	355,700	404,500	444,300	485,300
	18	206,400	223,300	264,400	301,300	329,300	357,700	406,400	446,100	488,400
	19	208,000	224,800	265,700	303,300	331,200	359,500	408,300	447,900	491,400
	20	209,600	226,300	267,000	305,100	333,100	361,400	410,100	449,600	494,500
	21	211,200	227,500	268,400	306,800	334,800	363,300	411,800	451,500	497,200
	22	213,000	228,900	269,900	308,700	336,800	365,200	413,600	453,000	499,500
	23	214,800	230,300	271,500	310,600	338,800	367,100	415,400	454,400	501,800
	24	216,600	231,700	273,000	312,400	340,700	369,000	417,200	455,900	504,100
	25	218,500	233,100	274,600	314,100	342,200	371,000	418,900	457,300	506,100
	26	219,600	234,700	276,300	316,200	344,100	372,900	420,400	458,600	507,500
	27	220,600	236,200	277,900	318,200	346,000	374,800	421,900	459,900	509,000
	28	221,600	237,600	279,500	320,100	347,900	376,700	423,400	461,100	510,400
	29	222,500	238,800	281,200	321,800	349,600	378,200	424,900	462,100	511,600
	30	223,400	240,400	282,700	323,800	351,500	380,000	426,200	462,800	513,000
	31	224,300	241,900	284,300	325,800	353,400	381,800	427,500	463,600	514,500
	32	225,200	243,300	285,800	327,800	355,200	383,400	428,700	464,300	516,000
	33	226,100	244,300	286,900	329,000	357,000	385,200	429,900	465,000	517,100
	34	227,000	245,800	288,500	331,000	358,800	386,600	431,200	465,800	518,300
	35	227,900	247,100	290,000	332,900	360,500	388,000	432,500	466,500	519,500
	36	228,800	248,300	291,500	334,900	362,200	389,400	433,700	467,100	520,700
	37	229,600	249,400	292,900	336,800	363,600	390,800	434,900	467,600	521,700

38	230,500	250,400	294,500	338,700	364,900	392,000	435,700	468,200	522,600
39	231,400	251,400	296,100	340,600	366,200	393,200	436,500	468,800	523,500
40	232,200	252,300	297,700	342,500	367,600	394,200	437,300	469,400	524,400
41	232,500	253,200	299,200	344,300	368,700	395,300	437,900	469,900	525,200
42	233,300	254,100	300,800	346,200	369,600	396,500	438,600	470,400	526,100
43	234,000	254,900	302,300	348,000	370,600	397,600	439,300	470,800	526,800
44	234,600	255,700	303,800	349,800	371,700	398,700	440,000	471,100	527,300
45	235,200	256,400	305,400	351,300	372,600	399,400	440,800	471,400	528,000
46	235,900	257,500	307,000	352,800	373,500	400,100	441,600		528,600
47	236,500	258,700	308,600	354,200	374,400	400,800	442,000		529,400
48	237,000	259,800	310,100	355,700	375,200	401,500	442,700		530,000
49	237,500	261,000	311,100	357,200	376,000	402,100	443,200		530,500
50	238,000	262,200	312,600	358,000	376,800	402,700	443,600		
51	238,500	263,300	314,100	359,000	377,600	403,200	444,000		
52	239,100	264,400	315,700	360,000	378,300	403,600	444,400		
53	239,600	265,500	317,300	361,000	379,000	404,000	444,800		
54	240,100	266,600	319,000	362,100	379,700	404,300	445,200		
55	240,600	267,700	320,500	363,000	380,400	404,600	445,600		
56	241,100	268,700	322,000	364,100	381,100	404,900	445,900		
57	241,600	269,700	323,400	365,000	381,700	405,200	446,200		
58	242,100	270,700	324,600	365,700	382,300	405,500	446,600		
59	242,500	271,700	325,700	366,400	382,900	405,800	446,900		
60	243,000	272,600	326,800	367,000	383,600	406,100	447,200		
61	243,500	273,500	327,500	367,400	384,100	406,400	447,500		
62	244,000	274,400	328,400	368,000	384,800	406,700			
63	244,500	275,300	329,200	368,700	385,500	407,000			
64	245,000	276,200	330,000	369,400	386,100	407,300			
65	245,400	277,100	330,800	369,800	386,300	407,600			
66	245,900	278,000	331,200	370,500	386,900	407,900			
67	246,300	278,900	331,800	371,200	387,500	408,200			
68	246,700	279,800	332,500	371,800	388,100	408,500			
69	247,100	280,800	333,300	372,200	388,400	408,700			
70	247,500	281,800	334,000	372,800	388,900	409,000			
71	247,900	282,700	334,700	373,500	389,400	409,300			
72	248,300	283,600	335,300	374,100	390,000	409,500			
73	248,700	284,100	335,800	374,400	390,200	409,600			
74	249,200	284,900	336,400	375,000	390,600	409,900			
75	249,500	285,600	336,900	375,700	391,000	410,200			
76	249,800	286,500	337,500	376,300	391,400	410,400			
77	250,100	287,500	337,700	376,600	391,600	410,500			
78		288,300	338,200	377,100	391,900	410,800			

79		289,100	338,600	377,700	392,200	411,100			
80		289,900	339,000	378,200	392,400	411,300			
81		290,600	339,300	378,500	392,500	411,500			
82		291,100	339,800	379,100	392,800	411,800			
83		291,500	340,300	379,600	393,100	412,100			
84		291,900	340,800	379,900	393,300	412,300			
85		292,100	341,100	380,200	393,400	412,500			
86		292,400	341,500	380,700	393,700				
87		292,600	342,000	381,100	394,000				
88		292,900	342,400	381,500	394,200				
89		293,100	342,700	381,800	394,300				
90		293,300	343,100	382,300	394,600				
91		293,600	343,600	382,700	394,900				
92		293,800	344,000	383,100	395,100				
93		294,100	344,200	383,300	395,200				
94		294,400	344,600	383,800	395,500				
95		294,700	345,100	384,200	395,800				
96		295,000	345,500	384,600	396,000				
97		295,300	345,700	384,900	396,100				
98		295,700	346,100	385,400	396,700				
99		296,000	346,500	385,800	397,300				
100		296,400	346,800	386,200	397,900				
101		296,600	347,100	386,400	398,600				
102		296,800	347,500	386,900	398,900				
103		297,100	347,900	387,300	399,200				
104		297,500	348,300	387,700	399,400				
105		297,700	348,800	388,100	399,600				
106		298,000	349,200	388,600					
107		298,400	349,600	389,000					
108		298,800	350,000	389,400					
109		299,000	350,500	389,800					
110		299,300	350,900						
111		299,700	351,300						
112		300,000	351,600						
113		300,200	352,100						
114		300,500	352,500						
115		300,900	352,900						
116		301,200	353,300						
117		301,400	353,700						
118		301,800	354,100						
119		302,200	354,500						

	120		302,500	354,900						
	121		302,700	355,300						
	122		302,900	355,700						
	123		303,200	356,100						
	124		303,600	356,500						
	125		303,800	356,900						
	126		304,000							
	127		304,300							
	128		304,600							
	129		305,000							
	130		305,200							
	131		305,500							
	132		305,800							
	133		306,100							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員		189,300	216,800	257,000	276,400	291,600	317,100	359,100	392,400	443,700

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3（第5条関係）

医師職給料表

単位 円

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		定年前再任用短時間勤務職員及び任期職員以外の職員	1	269,500	355,600	416,100
	2	272,000	358,600	418,800	486,400	580,200
	3	274,400	361,500	421,300	488,600	583,300
	4	276,800	364,400	423,900	490,900	586,400
	5	278,900	366,900	426,400	493,200	589,300
	6	282,400	369,900	428,400	495,300	591,700
	7	285,900	372,900	430,200	497,500	594,100
	8	289,400	375,700	432,100	499,500	596,500
	9	293,000	377,800	433,900	501,400	598,700
	10	296,500	380,300	436,600	503,500	600,200
	11	300,100	383,000	439,100	505,600	601,700
	12	303,600	385,500	441,500	507,700	603,200
	13	307,100	388,200	443,700	509,800	604,700
	14	311,000	391,600	446,200	511,700	605,800
	15	314,900	394,700	448,200	513,800	606,900
	16	318,500	398,000	450,300	515,900	607,800
	17	322,200	401,000	452,300	517,800	609,000
	18	325,700	403,600	454,500	519,800	610,000
	19	329,200	406,000	456,700	521,800	611,000
	20	332,700	408,500	458,800	523,600	612,000
	21	336,300	411,100	460,300	525,400	613,000
	22	340,000	413,100	462,700	527,300	614,000
	23	343,400	414,700	465,000	529,100	615,000
	24	346,700	416,300	467,200	530,900	616,000
	25	350,000	418,000	469,200	532,500	617,000
	26	352,500	420,200	471,500	534,300	618,000
	27	355,100	422,300	473,700	536,100	619,000
	28	357,400	424,300	476,000	537,900	620,000
	29	359,500	426,500	478,100	539,500	621,000
	30	361,200	428,600	480,300	541,300	622,000
	31	362,900	430,200	482,600	543,100	623,000
	32	364,700	431,900	484,700	544,900	624,000
	33	366,600	433,800	486,500	546,500	625,000
	34	368,800	435,300	488,600	548,300	626,000
	35	370,900	437,100	490,700	550,000	627,000
	36	372,900	438,900	492,700	551,700	628,000
	37	374,800	440,800	494,900	553,300	629,000

38	377,000	442,800	496,600	554,900	630,000
39	379,100	444,600	498,400	556,300	631,000
40	381,100	446,500	500,200	557,900	632,000
41	383,100	448,300	501,800	559,400	633,000
42	383,800	450,000	503,600	560,900	634,000
43	384,400	451,700	505,400	562,300	635,000
44	385,100	453,500	507,000	563,600	
45	386,000	455,300	508,400	564,800	
46	387,300	457,100	510,100	565,800	
47	388,700	458,800	511,900	566,800	
48	390,000	460,600	513,600	567,800	
49	390,800	462,200	515,100	568,800	
50	391,600	463,900	516,400	569,700	
51	392,400	465,600	517,700	570,600	
52	392,900	467,300	519,000	571,500	
53	393,700	469,200	520,000	572,300	
54	394,500	470,400	521,300	573,200	
55	395,200	471,600	522,600	574,100	
56	395,900	472,800	523,900	575,000	
57	396,600	473,800	524,900	575,900	
58	397,500	474,800	525,700	576,800	
59	398,200	475,700	526,600	577,700	
60	398,800	476,500	527,400	578,400	
61	399,300	477,300	528,300	579,300	
62	399,800	478,000	529,100	580,200	
63	400,200	478,700	530,000	581,100	
64	400,600	479,300	530,800	582,000	
65	400,900	480,000	531,700	582,900	
66		480,700	532,600	583,800	
67		481,300	533,300	584,700	
68		481,900	534,200	585,600	
69		482,200	535,100	586,500	
70		482,800	535,900	587,400	
71		483,500	536,800	588,300	
72		484,200	537,700	589,200	
73		484,600	538,500	590,100	
74		485,200	539,400	591,000	
75		485,900	540,300	591,900	
76		486,600	541,000	592,800	
77		487,000	541,800	593,700	
78		487,600	542,700	594,600	

79		488,200	543,600	595,500	
80		488,700	544,500	596,400	
81		489,300	545,300	597,300	
82		489,800	546,200	598,200	
83		490,300	547,100	599,100	
84		490,800	548,000	600,000	
85		491,200	548,800	600,900	
86		491,800	549,700	601,800	
87		492,200	550,600	602,700	
88		492,700	551,500	603,600	
89		493,300	552,300	604,500	
90		493,900	553,100	605,400	
91		494,500	553,900		
92		494,900	554,700		
93		495,400	555,500		
94		496,000	556,300		
95		496,600			
96		497,100			
97		497,600			
定年前再 任用 短時間勤 務職員及 び任期付 職員	298,200	340,700	395,500	468,800	567,400

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

第2条 大分市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年大分市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	381,100
2	428,300
3	478,400
4	540,600
5	616,800
6	720,200
7	841,500

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大分市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第12条の2第1項及び別表第1から別表第3までの規定並びに第3条の規定による改正後の大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項及び第3項の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大分市職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

国及び大分県に準じ大分市職員の給与を改定いたしたく本案を提出する。

議第 1 1 7 号

大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大分市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 1 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 2.5」に改め、同条第 3 項中「、若しくは失職し」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム職員の勤勉手当)

第 1 3 条の 2 パートタイム職員の勤勉手当については、給与条例第 2 2 条の 2、第 2 2 条の 3 及び第 2 3 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
給与条例第 2 2 条の 2 各号列記以外の部分	前条第 1 項	大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 1 3 条の 2 第 1 項において準用する第 2 3

		条第1項
	基準日	9月30日及び3月31日（大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条の2第1項において準用するこの条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）
給与条例第22条の2第1号	支給日	基準日の属する月の翌月の大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条第3項に規定する報酬の支給日（同条例第13条の2第1項において準用するこの条、次条及び第23条第1項において「支給日」という。）
	職員	大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条に規定するパートタイム職員（以下「パートタイム職員」という。）
給与条例第22条の2第2号及び第3号並びに第22条の3第1項	職員	パートタイム職員
給与条例第22条の2第3号及び第23条第1項	基準日前1箇月以内	基準日の属する月
給与条例第22条の2第4号	次条第1項	大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条の2第1項において準用する次条第1項
給与条例第23条第1項	6月1日及び12月1日	9月30日及び3月31日
	以下この条	大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条の2第1項において準用するこの条
	在職する職員	在職するパートタイム職員で、基

		準日以前6箇月以内の期間（以下この項において「基準期間」という。）における在職期間（基準期間の開始日（以下この項において「開始日」という。）の前日において法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であって開始日においてパートタイム職員であるものにあつては、基準期間における在職期間及び開始日を含む連続した在職期間（当該在職期間のうち基準期間における在職期間を除く。）の合計期間）が6箇月以上のもの
	基準日の属する月の規則で定める日	支給日
	職員（規則で定める職員を除く。）	パートタイム職員（規則で定める者を除く。）

- 2 パートタイム職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属するパートタイム職員の総額は、パートタイム職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 日額により報酬を定められたパートタイム職員で週当たりの勤務日数が定められているものに係る前項の勤勉手当基礎額は、基準日（第1項において読み替えて準用する給与条例第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）現在（退職し、又は死亡したパートタイム職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において当該パートタイム職員が受けるべき第5条第1項の規定による日額による報酬の額（次項において「日額による報酬の額」という。）に、週当たりの勤務日数に52を乗じ12で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を乗じて得た額とする。

4 日額により報酬を定められたパートタイム職員で1月当たりの勤務日数が定められているもの（前項に規定する者を除く。）に係る第2項の勤勉手当基礎額は、日額による報酬の額に、当該1月当たりの勤務日数を乗じて得た額とする。

5 日額により報酬を定められたパートタイム職員で前2項の規定の適用を受けないもの及び時間額により報酬を定められたパートタイム職員に係る第2項の勤勉手当基礎額は、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に係る報酬の1月当たりの平均額とする。

第14条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第19条第2項各号列記以外の部分中「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム職員の勤勉手当）

第19条の2 フルタイム職員の勤勉手当については、給与条例第22条の2、第22条の3並びに第23条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
給与条例第22条の2各号列記以外の部分	前条第1項	大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の2第1項において準用する第23条第1項
	基準日	9月30日及び3月31日（大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の2第1項において準用するこの条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）
給与条例第22条の2第1号	支給日	基準日の属する月の翌月の大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条の規定によりその例によることとされる

		同条例第3条に規定する給与条例適用職員の給料の支給日（同条例第19条の2第1項において準用するこの条、次条及び第23条第1項において「支給日」という。）
	職員	大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条に規定するフルタイム職員（以下「フルタイム職員」という。）
給与条例第22条の2第2号及び第3号、第22条の3第1項並びに第23条第3項	職員	フルタイム職員
給与条例第22条の2第3号	基準日前1箇月以内	基準日の属する月
給与条例第22条の2第4号	次条第1項	大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の2第1項において準用する次条第1項
給与条例第23条第1項	6月1日及び12月1日	9月30日及び3月31日
	以下この条	大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の2第1項において準用するこの条
	在職する職員	在職するフルタイム職員で、基準日以前6箇月以内の期間（以下この項において「基準期間」という。）における在職期間（基準期間の開始日（以下この項において「開始日」という。）の前日において法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であって開始日においてフルタイム職員であるもの）にあつては、基準期間における在職期間及び開始日を含む連続した 在職期間（当該在職期間のうち基

		準期間における在職期間を除く。)の合計期間)が6箇月以上のもの
	基準日の属する月の規則で定める日	支給日
	基準日前1箇月以内	基準日の属する月
	職員(規則で定める職員を除く。)	フルタイム職員(規則で定める者を除く。)
給与条例第23条第3項	前項	大分市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の2第2項

2 フルタイム職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属するフルタイム職員の総額は、フルタイム職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(大分市技能労務職員たる会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 大分市技能労務職員たる会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例(令和元年大分市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第6条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても同様とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(大分市企業職員たる会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 大分市企業職員たる会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例(令和元年大分市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第6条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規程で定める会計年度任用職員を除く。)についても同様とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(大分市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 大分市職員の育児休業等に関する条例(平成4年大分市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第23条第1項」の次に「(会計年度任用職員給与条例第13条の2第1項及び第19条の2第1項の規定において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

提案理由

会計年度任用職員の勤勉手当を定める等の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 1 1 8 号

大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

大分市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 4 0 年大分市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

2 2 有害鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 1 9 年法律第 1 3 4 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき本市が策定する被害防止計画において定める同条第 2 項第 2 号に規定する対象鳥獣をいう。）その他市長が定める動物の殺処分の作業に従事した職員	1 日につき 5 0 0 円
---	----------------

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

有害鳥獣等の殺処分の作業に従事した職員に係る特殊勤務手当を定めたく本案を提出する。

議第119号

大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について

大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大分市立学校職員の給与に関する条例（昭和39年大分市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

附則第24項第2号中「前項」を「附則第22項」に改める。

第2条 大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大分市立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第2項及び第3項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大分市立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

大分市職員に準じ、大分市立学校職員の期末手当を改定いたしたく本案を提出する。

議第120号

大分市営駐車場条例の一部改正について

大分市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市営駐車場条例の一部を改正する条例

大分市営駐車場条例（平成20年大分市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

市営荷揚立体駐車場	大分市荷揚町32番地
-----------	------------

第3条中「普通自動車及び準中型自動車（車両総重量が5トン未満で、かつ、最大積載量が3トン未満のものに限る。）で規則で定める車体の大きさ等のも」を「自動車のうち、次に掲げるものであって、車体の大きさ等が規則で定める基準を満たすもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 準中型自動車（車両総重量が5トン未満で、かつ、最大積載量が3トン未満のものを市営荷揚西駐車場に駐車する場合に限る。）
- (2) 普通自動車
- (3) 大型自動二輪車
- (4) 普通自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のものを除く。）

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第3項中「施設で」を「施設の利用者等で」に、「に用務がある者の駐車場の使用に係る当該用務に要する時間として」を「に係る駐車場の使用のうち、」に改める。

第13条を第14条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

市営荷揚立体駐車場を設置するとともに、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 1 2 1 号

大分市職員定数条例の一部改正について

大分市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市職員定数条例の一部を改正する条例

大分市職員定数条例（昭和 3 8 年大分市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「4 9 0 人」を「4 9 9 人」に、「3, 9 9 8 人」を「4, 0 0 7 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

消防職員を増員いたしたく本案を提出する。

議第 1 2 2 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬並びに費用弁償に関する条例
の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

特別職の職員で非常勤のものものの報酬並びに費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和 4 0 年大分市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表自治委員の項中「8,500円」を「12,000円」に、「91円」を「86円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前における業務への従事に係るこの条例による改正前の別表に規定する自治委員の報酬については、なお従前の例による。

提案理由

自治委員の報酬の額を改定いたしたく本案を提出する。

議第 1 2 3 号

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年大分市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「利用している法第 1 9 条第 1 号」を「利用している同号」に、「の法第 1 9 条第 1 号」を「の同号」に改め、同条第 3 項中「利用している法第 1 9 条第 2 号」を「利用している同条第 2 号」に、「の法第 1 9 条第 2 号」を「の同条第 2 号」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 3 5 条第 2 項中「利用している法第 1 9 条第 2 号」を「利用している同条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第 1 9 条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改め、「、「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第 3 6 条第 2 項中「利用している法第 1 9 条第 1 号」を「利用している同条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育

施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「第13条第2項」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第29条」に、「小規模保育事業B型（同条）」を「小規模保育事業B型（家庭的保育事業等基準条例第32条）」に、「小規模保育事業C型（同条）」を「小規模保育事業C型（家庭的保育事業等基準条例第34条）」に改める。

第39条第2項中「の法第19条第3号」を「の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第3項中「の数」を削り、「法第19条第1号又は」を「同条第1号又は」に改め、「含む。））」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第2項中「法第19条第3号」を「同条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第124号

大分市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

大分市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大分市子ども医療費の助成に関する条例（昭和49年大分市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「国民健康保険法の規定による被保険者及び国民健康保険法以外の」を削り、「被扶養者」を「被保険者、組合員又は被扶養者」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、同条第4号中「市町村民税非課税世帯」を「市町村民税課税世帯」に、「及び全ての」を「又は」に改め、「含む。）」の次に「のいずれか」を加え、「いない」を「いる」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高校生等 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条第1項各号列記以外の部分中「すべて」を「いずれか」に、「子どもの保護者」を「者」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす子どもの保護者

ア 子どもが本市に住所を有すること。

イ 子どもが被保険者等であること。

ウ 子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす高校生等であって、市長が認めるもの（以下「認定高校生等」という。）

ア 高校生等が本市に住所を有すること。

イ 高校生等が被保険者等であること。

ウ 高校生等が生活保護法の規定による保護を受けていないこと。

エ 高校生等が何人からも監護されていないこと。

第3条第2項を削る。

第4条の2第1項を次のように改める。

助成対象者は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める者に係る保険給付を通院により受けたときは、保険医療機関等ごと（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。）に小中学生（市町村民税課税世帯に属している者に限る。以下この項において同じ。）又は高校生等1人1日につき500円（保険給付を受けた者が負担すべき額が500円に満たない額の場合は、当該額）を一部自己負担金として支払うものとする。

(1) 第3条第1号の保護者 小中学生又は高校生等

(2) 認定高校生等 本人

第7条第2項中「子どもが」を削り、「医療に関する給付」を「助成の対象となる保険給付」に改め、同条第4項中「子どもが医療に関する給付」を「助成の対象となる保険給付」に改める。

第8条第2項中「第3条第1項各号」を「第3条第1号アからウまで」に、「又は同条第2項に該当することとなったとき」を「（受給者が認定高校生等である場合にあつては、当該認定高校生等が同項第2号に該当しなくなった

とき)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の助成の対象となる保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の助成の対象となる保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

高校生等に係る一部負担金を助成の対象といたしたく本案を提出する。

議第125号

大分市国民健康保険税条例の一部改正について

大分市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立信也

大分市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大分市国民健康保険税条例（昭和38年大分市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第

1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の4の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の5 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第25条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において、第1項第2号に掲げる者から国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条又は第3条の規定による届出があったときは、前項の規定による申請書の提出があったものとみなす。

附則第3項中「第24条第1項」を「第24条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第12項までの規定中「第24条第1項の」を「第24条の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第25条中第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定並びに附則第3項から附則第5項まで及び附則第7項から附則第12項までの改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大分市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第24条の5の規定による届出及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定（第25条第4項並びに附則第3項から附則第5項まで及び附則第7項から附則第12項までの規定を除く。）は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い所要の改正をするとともに、国民健康保険税の減免手続の特例を定めたく本案を提出する。

議第 1 2 6 号

大分市漁港管理条例及び大分市風致地区内における建築等の規制
に関する条例の一部改正について

大分市漁港管理条例及び大分市風致地区内における建築等の規制に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

大分市長 足 立 信 也

大分市漁港管理条例及び大分市風致地区内における建築等の規制
に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関
する法律」に改める。

- (1) 大分市漁港管理条例（平成 1 6 年大分市条例第 3 3 号）第 1 条
- (2) 大分市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 2 4 年大分市
条例第 7 2 号）第 5 条第 2 2 号

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 1 2 7 号

大分市空家等対策協議会条例及び大分市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

大分市空家等対策協議会条例及び大分市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市空家等対策協議会条例及び大分市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

(大分市空家等対策協議会条例の一部改正)

第 1 条 大分市空家等対策協議会条例（平成 2 7 年大分市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

(大分市空家等対策の推進に関する条例の一部改正)

第 2 条 大分市空家等対策の推進に関する条例（平成 2 5 年大分市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「ものとする」を「とともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第128号

大分市生き生きプラザ潮騒条例の廃止について

大分市生き生きプラザ潮騒条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市生き生きプラザ潮騒条例を廃止する条例

大分市生き生きプラザ潮騒条例（平成16年大分市条例第31号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

大分市生き生きプラザ潮騒を廃止いたしたく本案を提出する。

議第129号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

ホルトホール大分

2 指定管理者となる団体

ホルトホール大分みらい共同事業体

代表構成員

福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号

日本管財株式会社 九州本部

本部長 高山 耕一郎

構成員

大分市花津留二丁目25番16号

株式会社 九電工 大分支店

上席執行役員支店長 船津 英嗣

構成員

東京都千代田区三番町2番地

株式会社 コンベンションリンクージ

代表取締役 平位 博昭

構成員

大分市府内町三丁目9番15号

株式会社 プランニング大分

代表取締役 青 木 貴 史

構成員

大分市桜ヶ丘7番8号

学校法人 後藤学園

理事長 高 橋 正 直

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

ホルトホール大分に係る指定管理者の指定をいたしたく本案を提出する。

議第130号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

平和市民公園能楽堂

2 指定管理者となる団体

平和市民公園能楽堂共同事業体

代表構成員

大分市王子中町10番22号

株式会社 テイクファイブ

代表取締役 白石 成裕

構成員

大分市高城南町12番3号

株式会社 メンテナンス

代表取締役 笠木 美年子

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

平和市民公園能楽堂に係る指定管理者の指定をいたしたく本案を提出する。

議第131号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

アートプラザ

2 指定管理者となる団体

アートプラザ共同事業体

代表構成員

東京都千代田区三番町2番地

株式会社 コンベンションリンケージ

代表取締役 平 位 博 昭

構成員

大分市高城南町12番3号

株式会社 メンテナンス

代表取締役 笠 木 美年子

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

アートプラザに係る指定管理者の指定をいたしたく本案を提出する。

議第132号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大分市営温水プール

2 指定管理者となる団体

日本水泳振興会・東急コミュニティー共同事業体

代表構成員

東京都中野区東中野三丁目18番12号

株式会社 日本水泳振興会

代表取締役 坂 元 要

構成員

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

株式会社 東急コミュニティー

代表取締役 木 村 昌 平

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

大分市営温水プールに係る指定管理者の指定をいたしたく本案を提出する。

議第133号

事務の受託の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を次の規約により別府市から委託を受ける。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市と別府市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約

（目的）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と別府市（以下「乙」という。）との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

（委託事務の範囲）

第2条 乙は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を甲に委託する。

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲の上下水道事業管理者が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の上下水道事業管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の公共下水道事業会計予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務の管理及び執行に要する経費等の決算に関する書類を乙の長に送付するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の上下水道事業管理者と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用

される旨を公表するものとする。

提案理由

公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を別府市から受託いたしたく本案を提出する。

議第134号

事務の受託の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を次の規約により佐伯市から委託を受ける。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市と佐伯市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約

（目的）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と佐伯市（以下「乙」という。）との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

（委託事務の範囲）

第2条 乙は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を甲に委託する。

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲の上下水道事業管理者が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の上下水道事業管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の公共下水道事業会計予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務の管理及び執行に要する経費等の決算に関する書類を乙の長に送付するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の上下水道事業管理者と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用

される旨を公表するものとする。

提案理由

公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を佐伯市から受託いたしたく本案を提出する。

議第135号

事務の受託の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を次の規約により臼杵市から委託を受ける。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市と臼杵市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約

（目的）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と臼杵市（以下「乙」という。）との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

（委託事務の範囲）

第2条 乙は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を甲に委託する。

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲の上下水道事業管理者が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の上下水道事業管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の公共下水道事業会計予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務の管理及び執行に要する経費等の決算に関する書類を乙の長に送付するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の上下水道事業管理者と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用

される旨を公表するものとする。

提案理由

公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を臼杵市から受託いたしたく本案を提出する。

議第136号

事務の受託の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を次の規約により津久見市から委託を受ける。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市と津久見市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約

（目的）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と津久見市（以下「乙」という。）との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

（委託事務の範囲）

第2条 乙は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を甲に委託する。

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲の上下水道事業管理者が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の上下水道事業管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の公共下水道事業会計予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務の管理及び執行に要する経費等の決算に関する書類を乙の長に送付するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の上下水道事業管理者と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用

される旨を公表するものとする。

提案理由

公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を津久見市から受託いたしたく本案を提出する。

議第137号

事務の受託の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を次の規約により豊後高田市から委託を受ける。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市と豊後高田市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約

（目的）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と豊後高田市（以下「乙」という。）との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

（委託事務の範囲）

第2条 乙は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を甲に委託する。

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲の上下水道事業管理者が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の上下水道事業管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の公共下水道事業会計予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務の管理及び執行に要する経費等の決算に関する書類を乙の長に送付するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の上下水道事業管理者と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用

される旨を公表するものとする。

提案理由

公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を豊後高田市から受託いたしたく本案を提出する。

議第138号

事務の受託の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を次の規約により杵築市から委託を受ける。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市と杵築市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約

（目的）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と杵築市（以下「乙」という。）との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

（委託事務の範囲）

第2条 乙は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を甲に委託する。

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲の上下水道事業管理者が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の上下水道事業管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の公共下水道事業会計予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務の管理及び執行に要する経費等の決算に関する書類を乙の長に送付するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の上下水道事業管理者と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用

される旨を公表するものとする。

提案理由

公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を杵築市から受託いたしたく本案を提出する。

議第139号

事務の受託の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を次の規約により国東市から委託を受ける。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市と国東市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約

（目的）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と国東市（以下「乙」という。）との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

（委託事務の範囲）

第2条 乙は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を甲に委託する。

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲の上下水道事業管理者が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の上下水道事業管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の公共下水道事業会計予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務の管理及び執行に要する経費等の決算に関する書類を乙の長に送付するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の上下水道事業管理者と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用

される旨を公表するものとする。

提案理由

公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を国東市から受託いたしたく本案を提出する。

議第140号

事務の受託の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を次の規約により日出町から委託を受ける。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

大分市と日出町との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託に関する規約

（目的）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と日出町（以下「乙」という。）との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

（委託事務の範囲）

第2条 乙は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理のうち脱水汚泥の燃料化に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を甲に委託する。

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲の上下水道事業管理者が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の上下水道事業管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、甲の公共下水道事業会計予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第7項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務の管理及び執行に要する経費等の決算に関する書類を乙の長に送付するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の上下水道事業管理者と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月1日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用

される旨を公表するものとする。

提案理由

公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を日出町から受託いたしたく本案を提出する。

議第141号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、本市における住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を次のとおり定める。


令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

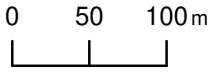
- 1 実施すべき市街地の区域 別図のとおり
- 2 住居表示の方法 街区方式

別 図 ①

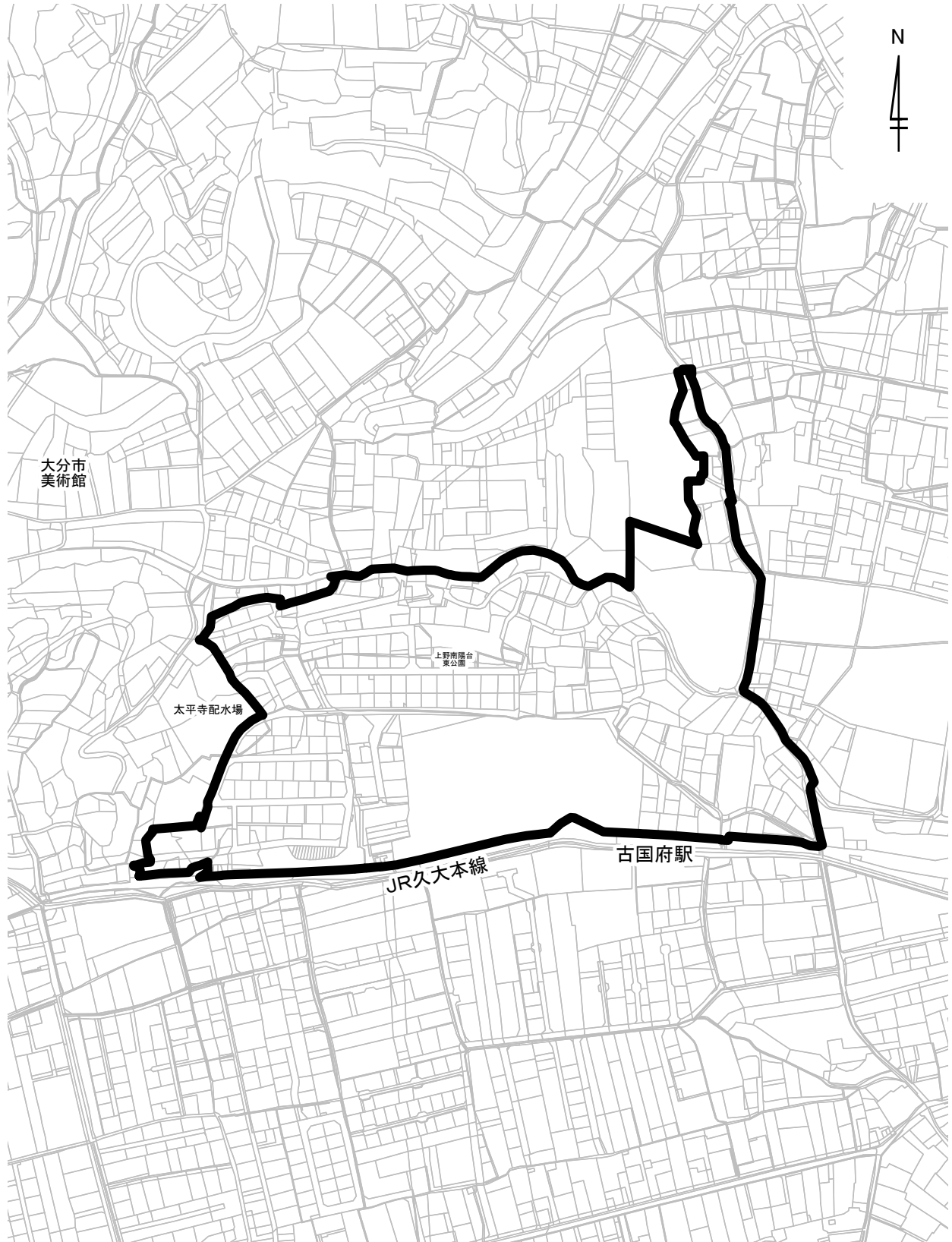



 今回議決を受けようとする区域

地区名	荏隈地区の一部及び永興地区の一部
-----	------------------

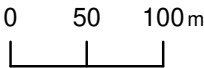


別 図 ②



 今回議決を受けようとする区域

地区名	永興地区の一部及び上野地区の一部
-----	------------------



提案理由

荏隈地区の一部、永興地区の一部及び上野地区の一部の住居表示を実施するため、その実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法を定めたく本案を提出する。

議第 1 4 2 号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を次のように認定し、及び廃止する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

認定する市道路線

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
1	京が丘南 8 9 号線	大字下判田	大字下判田
2	京が丘南 9 0 号線	大字下判田	大字下判田
3	京が丘南 9 1 号線	大字下判田	大字下判田
4	京が丘南 9 2 号線	大字下判田	大字下判田
5	京が丘南 9 3 号線	大字下判田	大字下判田
6	京が丘南 9 4 号線	大字下判田	大字下判田
	政所 2 2 号線	大字政所	大字政所
	横尾 1 3 4 号線	大字横尾	大字横尾
	横尾 1 3 5 号線	横尾東町二丁目	横尾東町二丁目
	丹生 9 号線	大字丹生	大字丹生

	市尾 1 1 号線	大字市尾	大字市尾
	賀来 4 1 号線	大字賀来	大字賀来
	細 2 2 号線	大字細	大字細
	桜ヶ丘 3 号線	桜ヶ丘	金池南一丁目

廃止する市道路線

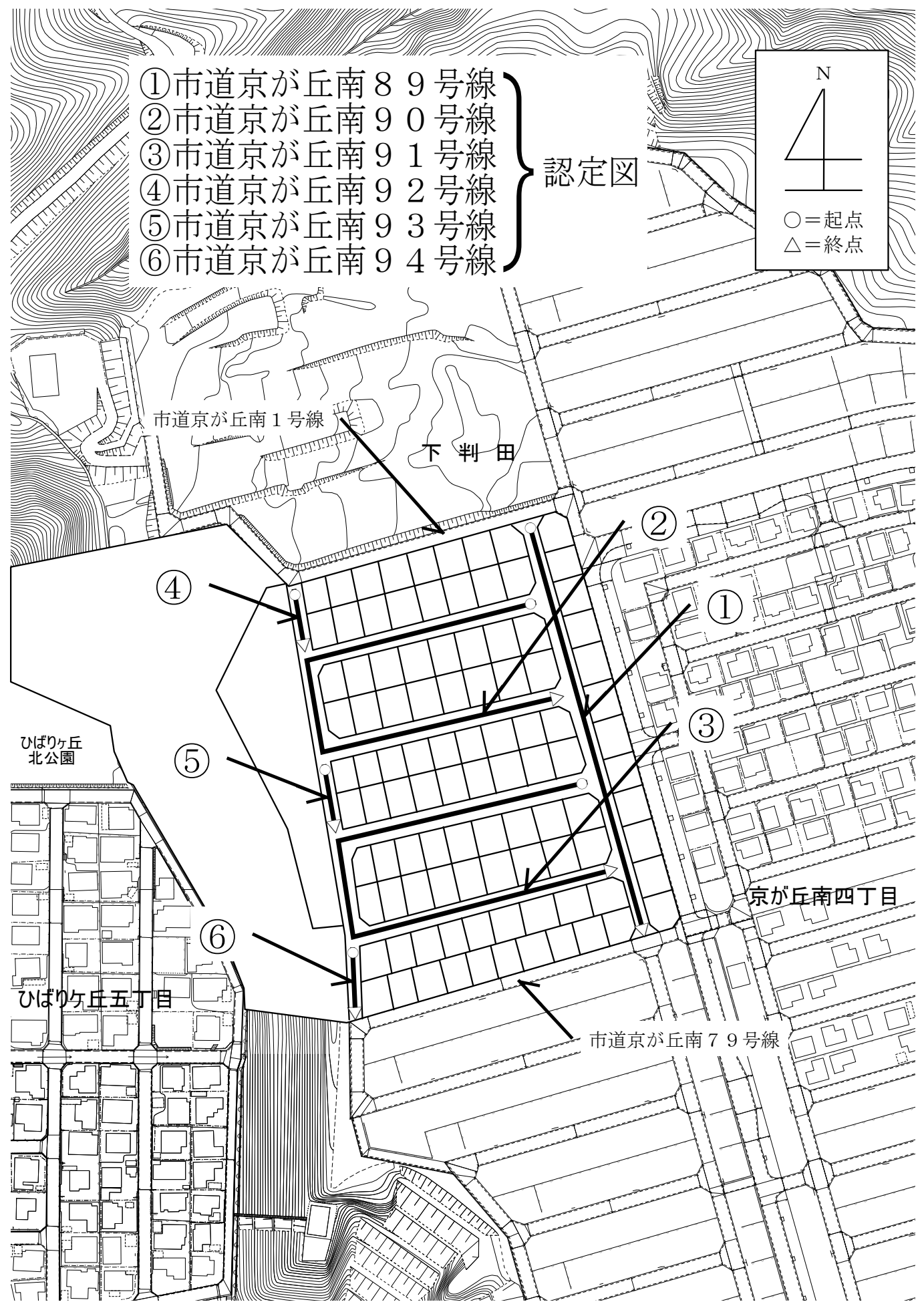
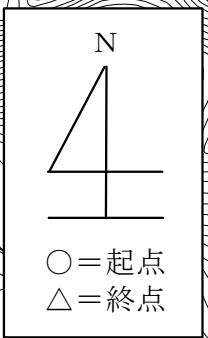
図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
	賀来 4 1 号線	大字賀来	大字賀来
	桜ヶ丘 3 号線	東大道二丁目	金池南一丁目

提案理由

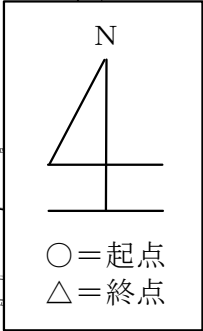
市道路線を認定し、及び廃止いたしたく道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により本案を提出する。

- ①市道京が丘南89号線
- ②市道京が丘南90号線
- ③市道京が丘南91号線
- ④市道京が丘南92号線
- ⑤市道京が丘南93号線
- ⑥市道京が丘南94号線

認定図



市道政所22号線認定図



市道政所山ノ手2号線

政所

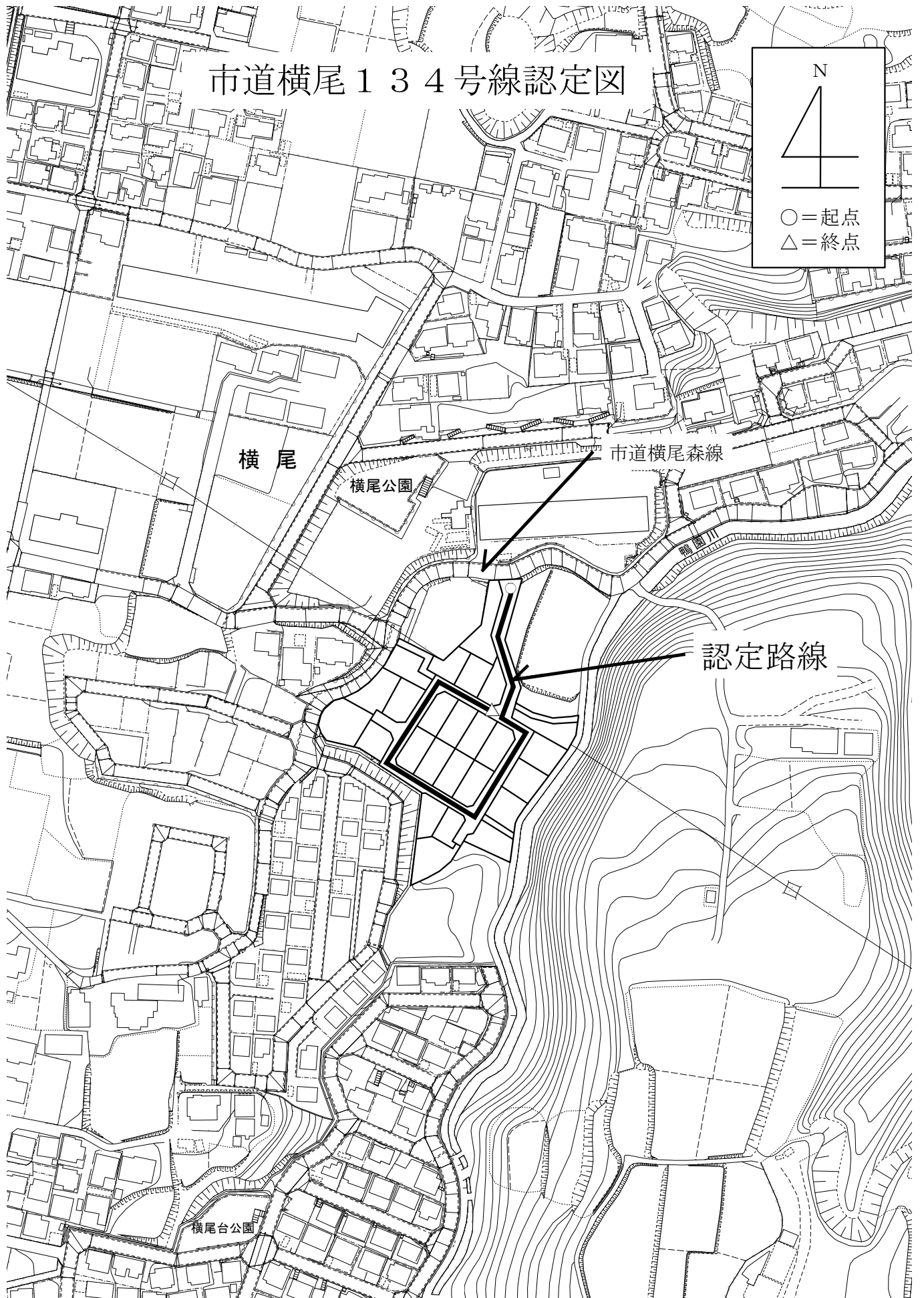
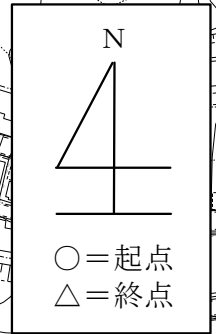
認定路線

月ヶ平公園

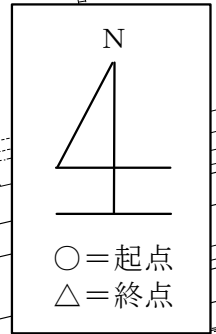
上ノ原川

古堤

市道横尾134号線認定図



市道横尾135号線認定図



横尾東町三丁目

横尾東町二丁目

認定路線

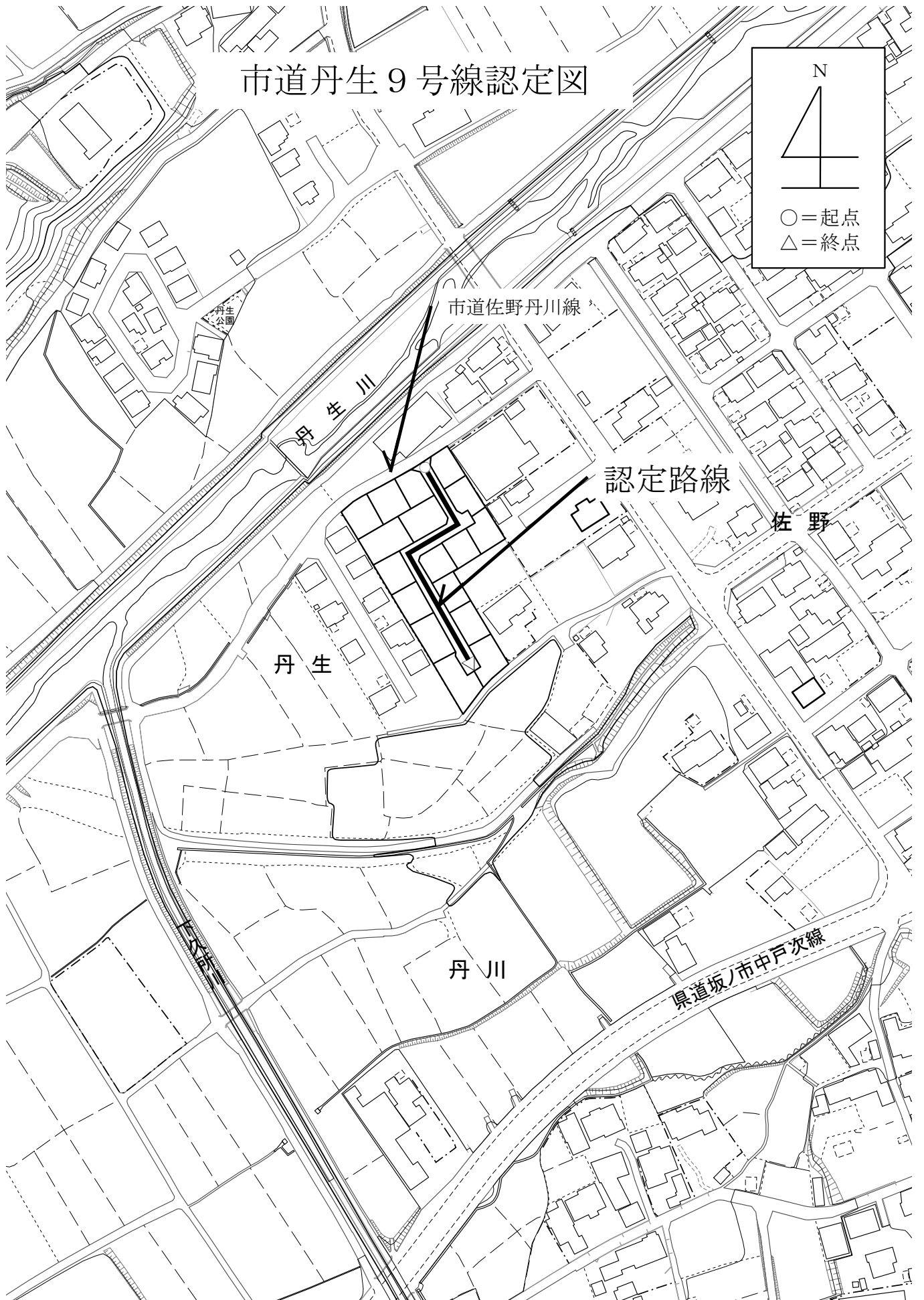
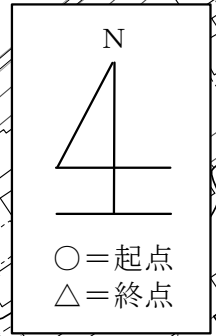
市道横尾104号線

市道横尾105号線

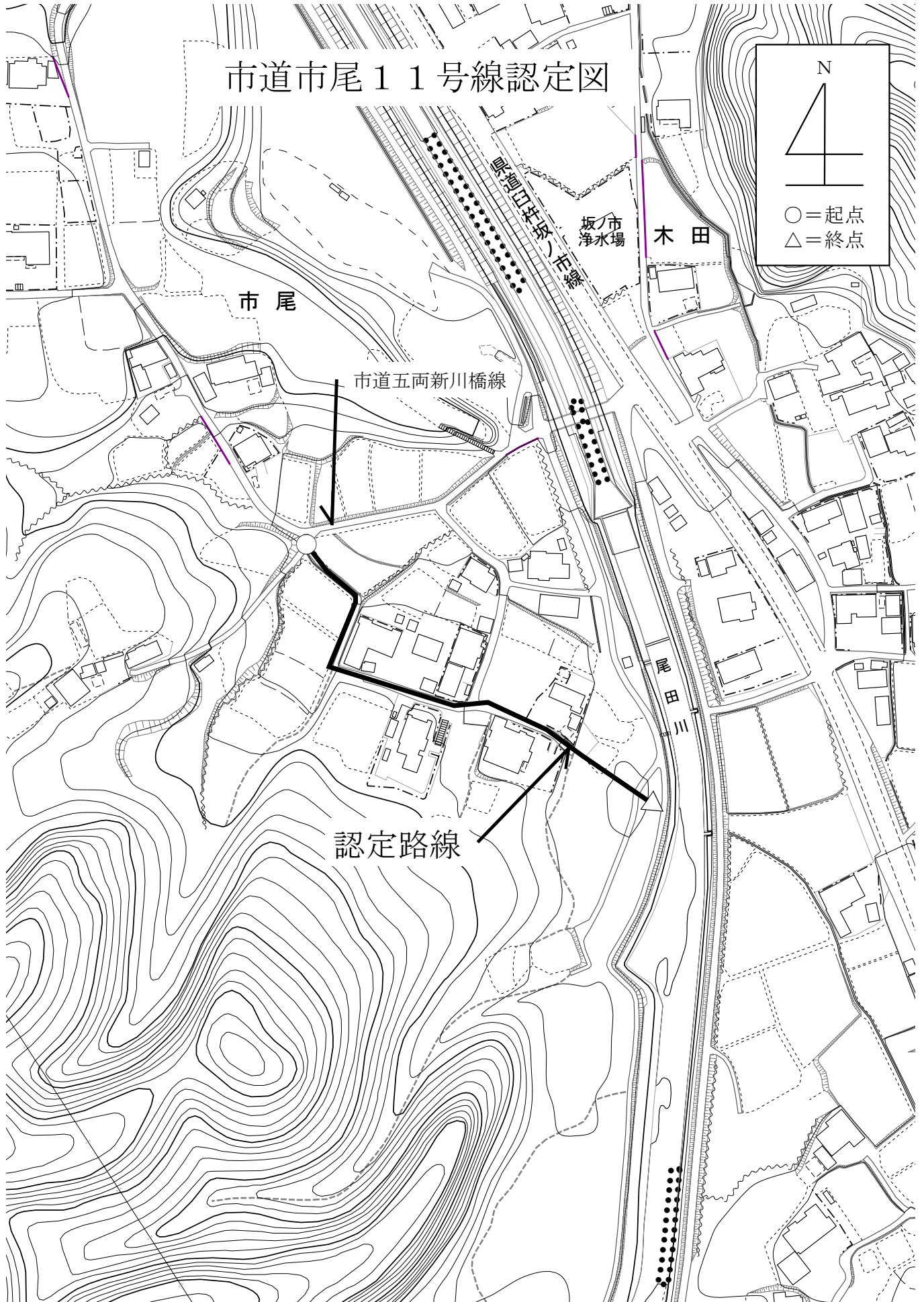
横尾

中尾川

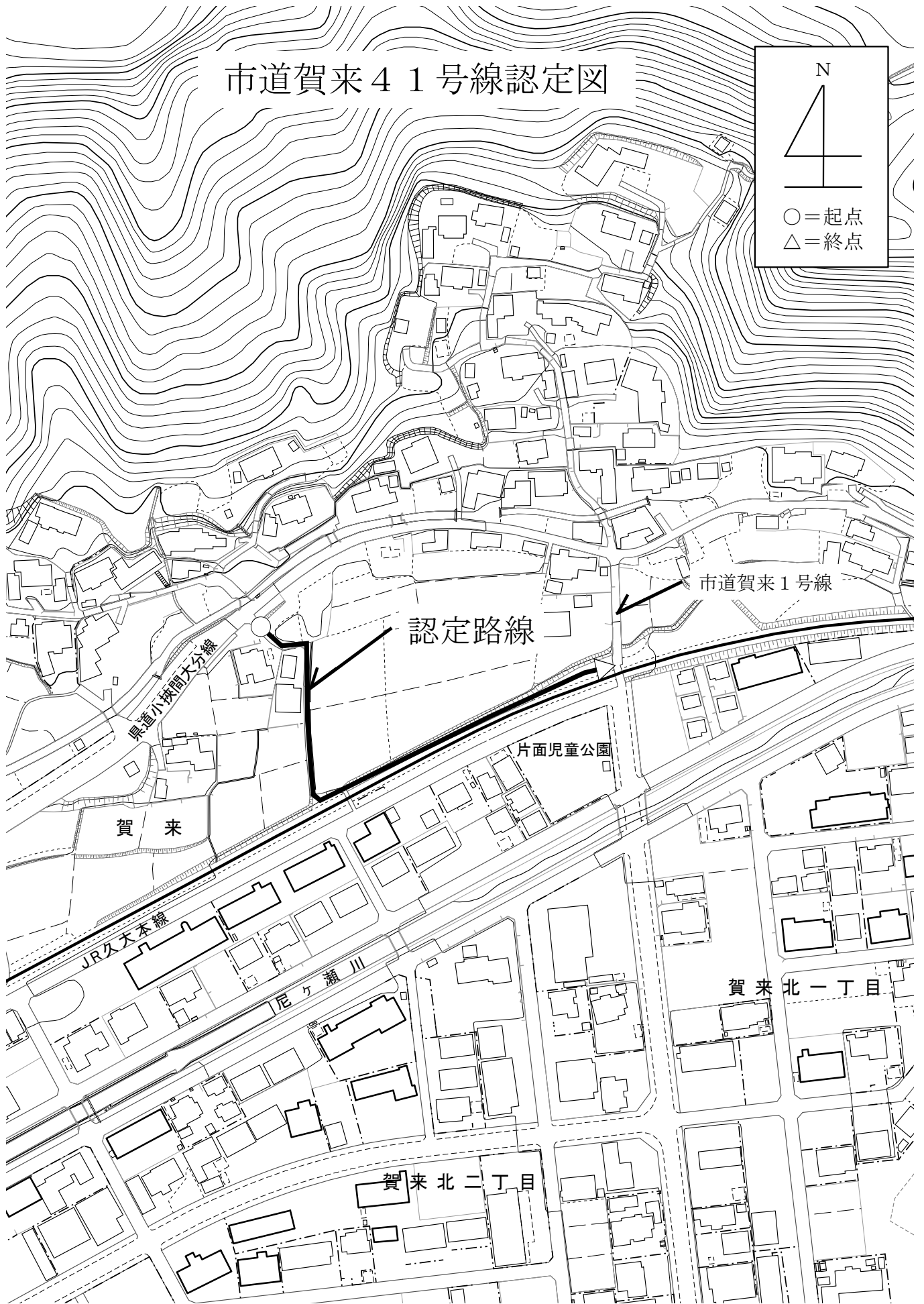
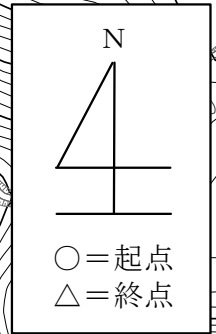
市道丹生9号線認定図



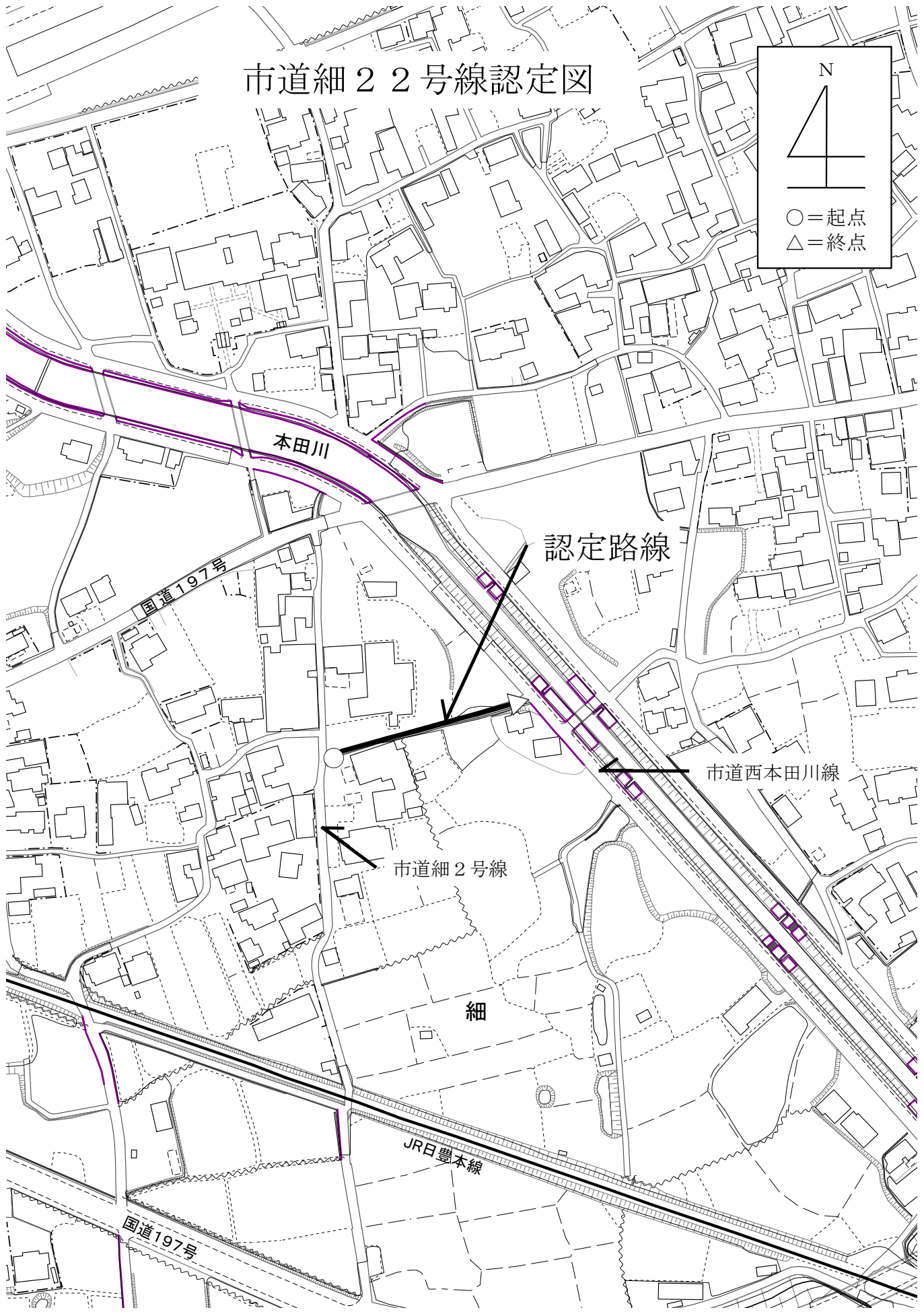
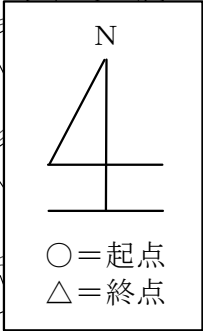
市道市尾11号線認定図



市道賀来41号線認定図



市道細 2 2 号線認定図





市道桜ヶ丘3号線認定図

N
○=起点
△=終点

大分いこいの道
広場

大分県立さくらの
高等支援学校

金池南一丁目

認定路線

東大道二丁目

県道大分臼杵線

東大道三丁目

上野丘
子どものもり
公園

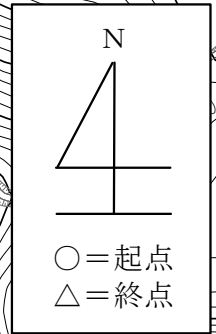
桜ヶ丘

上野丘一丁目

三芳

上野ヶ丘墓地公園

市道賀来41号線廃止図





議第143号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 賠償の相手方 大分市大字上野837番地の7
株式会社 イーハトーヴ
代表取締役 江 藤 行 大
- 2 賠償金額 682,000円
- 3 事件の概要

令和5年7月17日午前10時10分頃、大分市六坊北町3番11-1号の株式会社イーハトーヴ所有の共同住宅の敷地内において、清掃業務課のごみ収集車が後退した際、同共同住宅の駐輪場の屋根に接触し、同駐輪場及び同共同住宅の面格子を破損したものの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

議第144号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 賠償の相手方 杵築市
A
- 2 賠償金額 1,830,300円
- 3 事件の概要

令和5年7月18日午後3時15分頃、大分市新春日町一丁目2881番18駄原総合運動公園の駐車場において、管財課のマイクロバスが歩行者を避けるため後退した際、後方で一時停止していたAさん所有の普通乗用車に接触し、車両に損害を与えたもの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

議第145号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 賠償の相手方 大分市
A
- 2 賠償金額 612,920円
- 3 事件の概要

令和5年8月9日午後6時頃、大分市大字三佐1429番松原緑地の樹木が強風により折損し、同緑地に隣接する敷地に設置していたAさん所有のブロック塀に倒れ掛かり、これを破損したもの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

報第 11 号

専決処分した事件の承認について

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和5年10月2日をもって次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年11月30日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 契約の目的 大分市営陸上競技場改修工事
- 2 契約締結年月日 令和5年7月14日
- 3 契約の相手方 朝日・太陽特定建設工事共同企業体
代表構成員
大分市豊海四丁目3番19号
朝日工業テクノス株式会社
代表取締役社長 瀬尾 直樹
構成員
大分市豊海三丁目8番9号
株式会社 太陽
代表取締役 銚之原 俊文
- 4 変更事項 契約の金額
変更前 178,081,904円
変更後 211,098,888円
工 期
変更前 完成 令和5年12月20日
変更後 完成 令和6年2月2日